

千葉県医師修学資金 貸付制度利用者の手引き

<令和6年度版_ver2>

- 手引きは3分冊です。
 - ① 千葉県医師修学資金貸付制度利用者の手引き（本冊）
 - ② 様式・規程編
 - ③ 付録 手書き専用様式集
- 各様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。
[千葉県 貸付決定後の各種届出等](https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/gakusei/kashitsuke/todokede.html) [検索](#)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/gakusei/kashitsuke/todokede.html>
 - ※ 押印不要の届出等は、メール添付での提出も可能です。
 - ※ 手引きには記載例のみ掲載しています。手書きの様式が必要な場合は、県にお問い合わせいただければ郵送します。
- 本制度に関して、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。
また、キャリアコーディネータが、医師としてのキャリア形成を支援していますので、お気軽にご相談ください。
- 千葉県ホームページにおいても、本制度について掲載しています。
[千葉県医師修学資金貸付制度](https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/kashitsuke.html) [検索](#)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/kashitsuke.html>

<お問い合わせ・届出等の提出先>

- ・ 所 属：千葉県健康福祉部医療整備課 医師確保・地域医療推進室
- ・ 住 所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
- ・ E-mail：chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp
- ・ 電 話：【制 度 全 般】043-223-3883
【キャリア支援】043-223-3887（キャリアコーディネータ）
(不在時は職員が対応します)

～目 次～

1	貸付開始から返還免除までの流れ	1
2	貸付コースの概要	2
3	返還免除の要件	3
(1)	キャリア形成プログラムの満了	3
(2)	その他の理由	3
4	キャリア形成プログラムとキャリア形成卒前支援プラン	4～7
(1)	キャリア形成卒前支援プラン	4
(2)	キャリア形成プログラム	5
ア	臨床研修	5
イ	特定病院での勤務	6
ウ	診療科別コースの選択及びキャリア形成プランの作成	7
5	キャリア形成に関する支援	8～9
(1)	千葉県医師キャリアコーディネータ・キャリアサポーター	8
(2)	千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター	9
6	猶予について	10～12
(1)	猶予期間2の具体的な要件及び期間	11
ア	ライフプランや疾病	11
イ	その他	11
(2)	猶予期間3の具体的な要件	12
ア	日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合	12
イ	従来の学会認定の専門医を取得する場合	12
7	必要な手続きについて	13
8	各キャリア形成プログラムの内容	14～24
(1)	各プログラム共通の用語の定義	14
(2)	保健医療圏の構成市町村	14～16
(3)	各プログラムの内容	17～24
ア	新プログラム	17～19
イ	旧プログラム	20
ウ	政策医療分野プログラム	21～22
エ	診療支援部門プログラム	23～24
9	貸付の決定の取り消しなど	25
10	貸付金の返還	26
11	利息・延滞利子について	27
12	返還の猶予	28

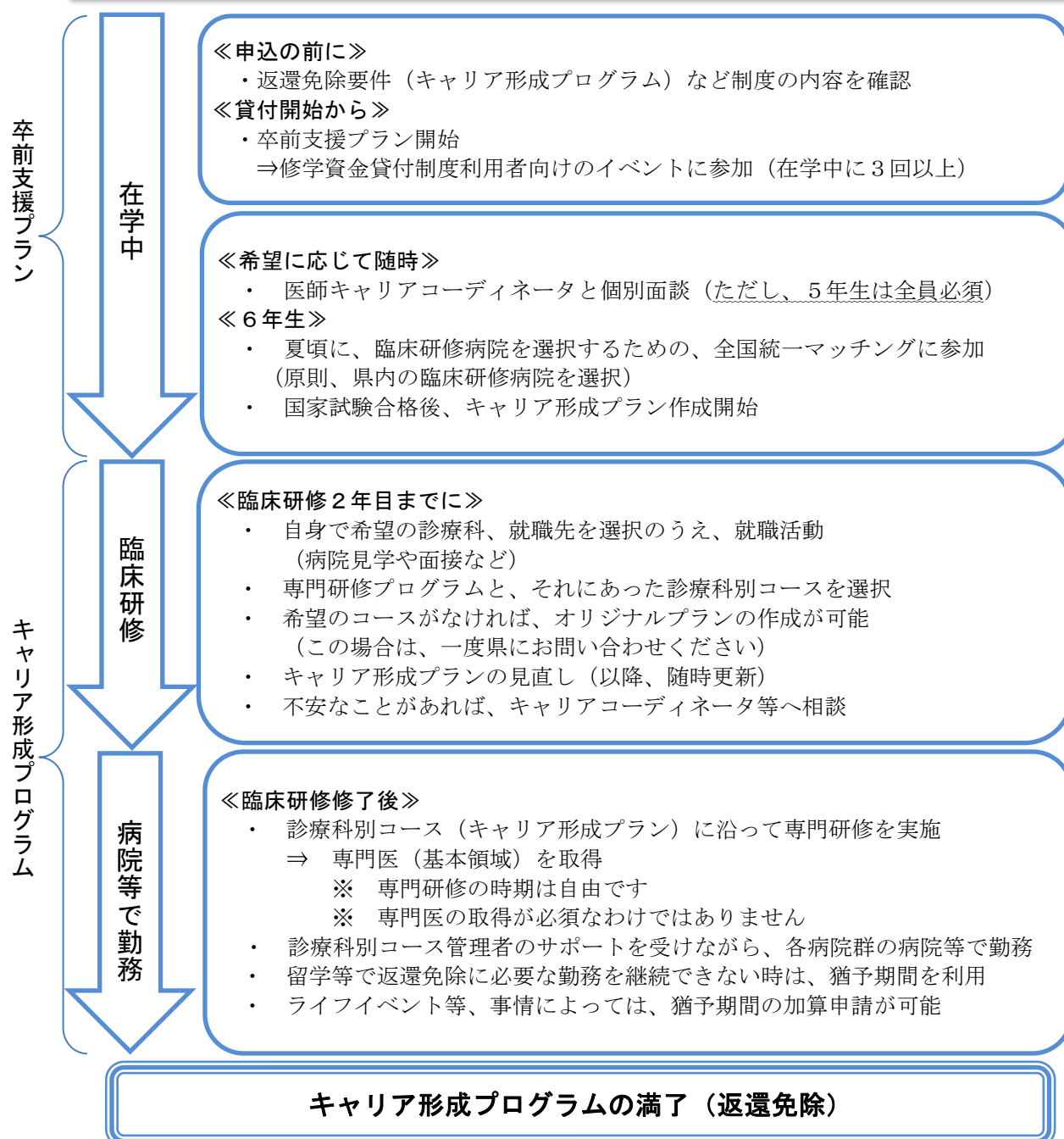
13	住基ネットを使用した本人情報の確認・・・・・・・・・・・・・・・・	28
14	よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・	29～36

千葉県医師修学資金貸付制度は、地域における医師不足や地域偏在を解消するため、地域医療に貢献しようとする強い意志を持つ医学生を対象とした制度です。千葉県内の医師少数区域等の医療機関で働く医師を確保することを目的としています。

修学資金を借り受けた方は、医師免許取得後に一定期間、知事が指定する県内の医療機関に勤務した場合、その全額が返還免除になります。

皆様には、将来の千葉県の医療を担う立派な医師となって、県内各地で活躍していただくことを願っています。

1 貸付開始から返還免除までの流れ



2 貸付コースの概要

千葉県には、以下のとおり3つの貸付コースがあります。

どのコースで貸付を受けても、返還免除の要件は同じです。千葉県の条例で返還免除の要件が定められています。

項目	長期支援コース		ふるさと医師支援コース
	地域枠	一般枠	
貸付対象	以下の大学医学部の <u>地域枠入学試験</u> に合格し、 入学した者 ・ 千葉大 ・ 順天堂大 ・ 日本医科大 ・ 帝京大 ・ 東邦大	以下の大学医学部の <u>地域枠以外の入学試験</u> に 合格し、入学した者 ・ 県内大学 （千葉大、国際医療福祉大） ・ 順天堂大 ・ 日本医科大 ・ 帝京大 ・ 東邦大 ・ 東京慈恵会医科大	<u>千葉県出身者</u> ※ ¹ で、 <u>県外の大学医学部</u> に入学 した者
貸付総額 （6年間貸付 けの場合）	- 国公立：1,080万円（月額15万円） - 私立：1,440万円（月額20万円）		1,080万円（月額15万円） （国公立・私立共通）
	産婦人科コース※ ² の貸付を受けている場合は、上記に加え、180万円が加算される（月額5万円）		
貸付期間	正規の修業期間を経過するまでの期間		
利息	10%（平成30年度以降の新規貸付決定者から適用）		
主な返還 免除要件	医師免許取得後、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める医療機関に勤務したとき		
返還の 猶予期間	4年間 ・ 災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限る）その他 正当な事由により知事が定める医療機関において医師の業務に従事できない と認めたときは、4年間に当該期間を加算		

※1 千葉県出身者とは、次のいずれかに該当する方を指します。

- ・ 千葉県内に住所を有する方
- ・ 大学に入学するために住所を変更した方であって、当該変更をした日前の1年間、千葉県内に住所を有していた方
- ・ 千葉県内に所在する高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校の高等課程）を卒業し又は修了した方
- ・ 二親等以内の親族が千葉県内に住所を有する方

※2 産婦人科コースとは、「長期支援コース」・「ふるさと医師支援コース」に係る返還免除要件に加えて、産科医（産婦人科又は産科において医師の業務に従事する医師（分娩を取り扱う医師））として勤務するなどの要件を設けることで、月額5万円を加算する制度です。

原則、4年生以上を対象としており、別途申し込みが必要となります。

詳細は、県にお問い合わせください。

3 返還免除の要件

医師修学資金貸付制度は、千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的とした制度です。

特段の事情がある場合を除き、貸付を受けたすべての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度であることをご理解ください。

返還免除要件は、大きく分けて2種類あります。

(1) キャリア形成プログラムの満了

大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得し、貸付期間の1.5倍の期間、知事が定める医療機関に勤務したとき。

(2) その他の理由

業務上の事由による死亡等により、上記(1)を満たすことが不可能となった場合。

<(2) の場合の取り扱い>

- ・ 医師の業務に従事する期間又は臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき修学資金の返還及びその利息の支払いの債務が免除されます。
- ・ 上記以外の理由で、修学資金貸付制度利用者が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払いの債務の全部又は一部を免除することがあります。

4 キャリア形成プログラムとキャリア形成卒前支援プラン

「キャリア形成プログラム」とは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立させるために、県が策定した計画です。医師は、医師免許を取得後、医師法で定められた「臨床研修」のあと、診療科を選択して行う「専門研修」に進む方がほとんどです。

この「研修」は医療機関に勤務して行うことから、研修と返還免除要件に沿った勤務を兼ねられるようなモデルコース（診療科別コース）を用意するなどのキャリア形成の支援を行っています。

また、令和5年度からは、医学部在学中のキャリア形成支援として「キャリア形成卒前支援プラン」も併せて運用していきます。

（１）キャリア形成卒前支援プラン【プラン全文は様式・規程編４７ページに掲載】

卒業までの期間、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（卒前支援プロジェクト）に参加してください。

令和5年度以降に入学した方は、在学中に合計で3回以上参加するよう、努めてください。

卒前支援プロジェクトの例

- ・ 県が企画する「病院見学バスツアー」や「修学資金貸付制度 座談会」
- ・ 医師キャリアコーディネータ、キャリアサポーターへの相談
（複数回相談した場合であっても、1回としてカウントします。）
- ・ 地域医療学などの大学の講義
（卒前支援プロジェクトに位置付けられた講義に限ります。なお、複数の講義を受けても1回分としてカウントします。）

卒前支援プロジェクトの情報は…

- ✓ バスツアーや座談会などのイベントは、適宜メールやチラシで案内しています。同じ修学資金貸付制度利用者が集まる場です。ふるってご参加ください！

<卒前支援プロジェクト>

- ✓ 「卒前支援プロジェクト」の最新情報は、ホームページをチェック！



メモ

(2) キャリア形成プログラム【プログラムの全文は14ページ以降に掲載】

キャリア形成プログラムは、「新プログラム」、「政策医療分野プログラム」、「診療支援部門プログラム」の3つがあり、いずれかを選択します。

選択するプログラムは、卒業前に全員が実施する「医師キャリアコーディネータ」との個人面談の際に、その時点での希望を確認します。

その後、専門研修プログラムの選択と併せて、政策医療分野プログラム又は診療支援部門プログラムの選択を検討します。

3つのプログラムの勤務のイメージ（6年間の貸付を受けた場合）

メモ

2年間の臨床研修の後…

■ 新プログラム

地域A群で2年、地域B群で2年、そのほかの県内病院で3年勤務

■ 政策医療分野プログラム

周産期母子医療センターや救命救急センターで7年勤務

■ 診療支援部門プログラム

放射線科、病理、臨床検査の専攻医または専門医として7年勤務

上記のほかに…

上記3つのプログラムのほかに、「旧プログラム」があります。

選択できる方が限られますので、詳しくは、20ページをご覧ください。

ア 臨床研修

医学部6年生の夏頃に、研修する病院を自ら選択します。原則、県内の基幹型臨床研修病院を選択していただきますが、やむを得ない場合は、県外の基幹型臨床研修病院を選択することが可能です。

研修の中断等の事情がなければ、2年間で研修は修了しますので、勤務を要する期間の9年のうち、2年分を臨床研修の修了で履行することとなります。

県外の基幹型臨床研修病院を選択する場合の注意点

メモ

- ✓ 県外での臨床研修期間は義務年限に算定されず、猶予期間が適用されます。
- ✓ その分、いずれかの医療機関群で勤務する必要があります。

<やむを得ない場合とは？>

ここでいう「やむを得ない場合」とは、主に次の事由を想定しています。

- ① 臨床研修のマッチング終了時点で、臨床研修病院から採用内定が得られなかった場合
- ② 希望する臨床研修を実施する病院が限られており、県内だけでは採用見込みが低い等、キャリア形成上の事情がある場合

<医師臨床研修マッチング協議会>



医師臨床研修マッチング

- ✓ 臨床研修病院の選択は、就職活動を踏まえて、医学部生・病院が、それぞれ優先順位をつけて全国統一の「マッチングシステム」に登録し、機械的にマッチングされます（医師臨床研修マッチング協議会が実施）。
- ✓ マッチングできなかった場合は、個別に就職活動を継続し、研修先を選択します。

イ 特定病院での勤務

臨床研修の修了後に勤務する、返還免除の要件にあった病院のことを「特定病院」と呼びます。臨床研修と同様、各自が希望の診療科を踏まえて就職活動により選択しますが、返還免除の要件にあっているかどうかを県が確認したうえで、各個人あてに「特定病院の指定」の通知をします。病院を変更（異動）する場合は、その都度要件を確認し、「特定病院の指定」をします。

特定病院で勤務した期間は、勤務先から証明書を作成してもらいます。

これを積み重ねていき、要件を満たす状況となったら、返還免除の手続きを取ります。

メモ

非常勤勤務等の常勤換算

- ✓ 臨床研修後の勤務は、いわゆる「常勤勤務（一般的には週5日、40時間程度）」とは限らず、例えば「週4日」＋「週1日」などで複数の医療機関に勤務することも珍しくありません。
- ✓ 修学資金貸付制度においては、勤務形態の多様化に伴い、非常勤勤務を雇用契約等の勤務時間に応じて常勤勤務に換算することができるようにしています。
- ✓ 従事期間の算定は1年毎に行うこと（例えば、勤務した各医療機関の常勤換算の合算で1年を超えたとしても1年以上にはなりません）、時間外勤務等を換算することはできないことに留意してください。
- ✓ 都合により、フルタイムではなく非常勤勤務を行った場合、「勤務していない時間」は「猶予期間」となりますが、育児や介護などの事情に応じて猶予期間の加算を申請することも可能です。（猶予期間の詳細は、10ページから）

○非常勤勤務の常勤換算方法

勤務時間	常勤換算した勤務年数
31時間以上	1年
28時間以上、31時間未満	0.8年
24時間以上、28時間未満	0.7年
20時間以上、24時間未満	0.6年
16時間以上、20時間未満	0.5年
12時間以上、16時間未満	0.4年
8時間以上、12時間未満	0.3年
4時間以上、8時間未満	0.2年
2時間以上、4時間未満	0.1年

このほか、当直勤務の換算なども設けています。
詳細は、県ホームページをご覧ください！

<常勤換算の方法>



○年間における換算の上限の例

- ・ 地域B群の医療機関で週40時間（1年分）＋地域A群の医療機関で週8時間（0.3年分）
⇒ 地域B群（0.7年分）＋地域A群（0.3年）
※地域A群での勤務実績を優先し、地域B群の0.3年分を非換算

○当直勤務

- ・ 宿直（16時間程度）及び日直（8時間程度）の1回を日勤1日分（7時間45分）として換算。
- ・ 1年間の合計時間を、2015時間（52週×5日×7時間45分）で除した数を義務履行年数とする。（小数点第2位を切り上げ）
- ・ 年間104時間（52週×2時間）が下限。

ウ 診療科別コースの選択及びキャリア形成プランの作成

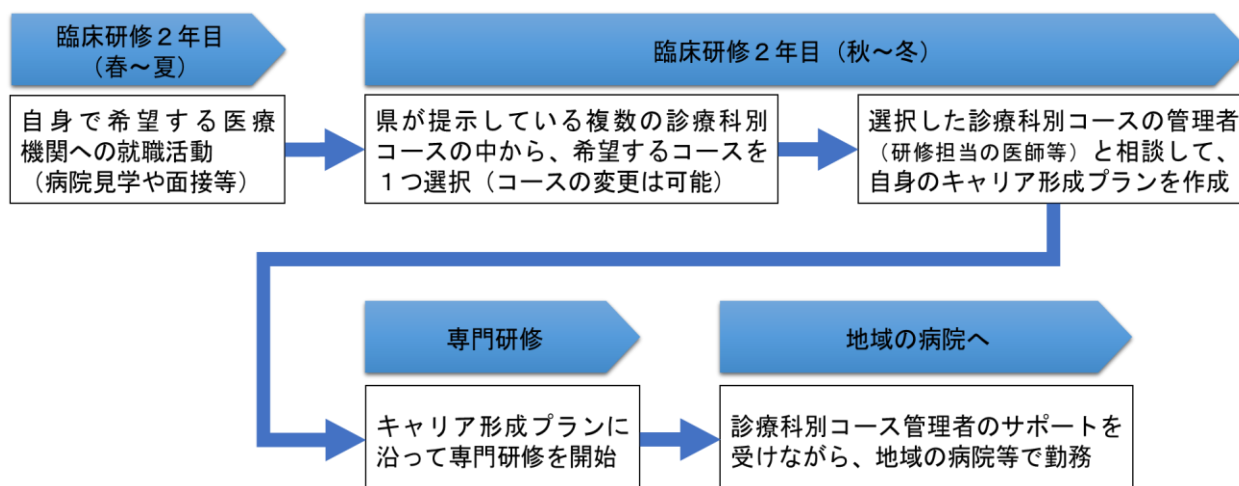
診療科別コースとは、修学資金の返還免除要件に沿った勤務と、医師のキャリア形成を両立できるよう、主に専門研修以降のキャリアパスの見通しをまとめたもの（モデルコース）です。

県内の多くの専門研修を行う医療機関が診療科別コースを策定しており、19の基本領域（診療科）すべてのコースがあります。自分のキャリア形成に合ったモデルコースを使って、返還免除を受けるまでの自分の「キャリア形成プラン」を作成します。

ただし、自身が選択したキャリア形成プログラムに定められた返還免除の要件に沿った勤務が可能であれば、必ずしも診療科別コースを選択する必要はありません。

なお、キャリア形成プランの作成は、概ね臨床研修2年目の秋から冬にかけて、専門研修を管理する先生や医師キャリアコーディネータと相談しながら行います。

診療科別コースに沿った勤務のイメージ



キャリア形成プランの作成

メモ

- ✓ 希望する診療科別コースがない場合も、専門研修を管理する先生や千葉県医師キャリアコーディネータと相談しながら「キャリア形成プラン」を作成します。
- ✓ 県外の基幹専門研修病院のプログラムを選択することも可能です。
- ✓ ただし、県外の医療機関で勤務した場合は、加算されない猶予期間が適用されます。
- ✓ 出産、育児などのライフプラン上の理由や、留学や大学院などの理由により、特定病院に勤務しない期間（猶予期間）を設けることもできます。

<診療科別コース>

診療科別コースは、県ホームページにあります！



5 キャリア形成に関する支援

(1) 千葉県医師キャリアコーディネータ・キャリアサポーター

キャリアコーディネータ（医師）は、県医療整備課に非常勤で勤務しています。

修学資金貸付制度利用者（学生・医師）と顔の見える関係を構築しつつ、大学や専門研修基幹施設とも連携し、キャリア形成と地域医療への貢献との両立を支援しています。

また、県内の医療機関等で活躍している先輩医師の中から、キャリア形成支援に関する相談などにご協力いただける方を「キャリアサポーター」として任命しています。

ご相談は貸付開始から、随時可能です（事前予約制）。

まずはお気軽に、医療整備課にご連絡ください。

メモ

医師キャリアコーディネータの先生方と勤務日

- 吉村 健佑（ヨシムラ ケンゴ）先生
 - ・ 千葉大学医学部附属病院 次世代医療構想センター長、精神科医
 - ・ 毎週火曜に勤務
- 橋田 知明（ハシダ トモアキ）先生
 - ・ 東千葉メディカルセンター 救命救急センター長
 - ・ 第2・第4の水曜日に勤務
- 齊藤 景子（サイドウ ケイコ）先生
 - ・ 千葉大学医学部附属病院 消化器内科、地域枠医師等キャリアデザイン機構（CORD）理事
 - ・ 第1・第3の金曜日に勤務

※ キャリアコーディネータ、キャリアサポーターの先生方のプロフィールは、県ホームページに掲載しています！

<キャリアコーディネータ・
キャリアサポーターのプロフィール>



(2) 千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター

「千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター」では、各医療機関の研修プログラムのご案内や、センター主催のハンズオンセミナーを多数開催しています。

1年生から利用会員に登録することが可能で、様々なお役立ち情報が得られるほか、病院見学のサポートなどの各種特典がありますので、ぜひ会員登録をご検討ください。

なお、当該サービスは修学資金貸付制度利用者に限定したのではなく、対象要件に合致する医学生、医師の方々に広くご利用いただいています。

千葉県医師キャリアアップ・就職支援センターの会員特典

(令和6年4月時点)

区分	特典内容	利用会員	ふるさと医師	登録医師・登録研修医
病院見学	病院見学のサポート&交通費補助(3,000円)※1	○	—	—
	上記に交通費補助増額(+1,000円)	—	○	—
セミナー	セミナー等開催案内	○	○	○
	セミナー受講の参加費割引(1,000円)	—	—	○
相談	進路相談・研修相談	○	○	○
就職	医師・研修医の就職活動※2及び臨床研修医二次募集※3等交通費補助(5,000円)	○	○	○
	ふるさと医師奨励金(千葉県内医療機関入職時)	—	○	○

※1 医学生が就職活動で病院に行く場合

※2 現在、医師又は研修医として勤務している方が対象

※3 医学生が対象

メモ

千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター

- ✓ 県が設置した施設で、その業務をNPO法人千葉医師研修支援ネットワークに委託しています。
- ✓ 入会金・年会費は、ともに無料です。
- ✓ 会員の種類は3つありますので、詳細はホームページでご確認ください。

【注意】

- ・ 利用会員、ふるさと医師、登録医師・研修医の登録は、NPO法人千葉医師研修支援ネットワークへの登録となります。
- ・ 上記表の補助は、原則として1施設1回限りです。

<千葉県医師キャリアアップ・就職支援センター>



<NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク>



<NPO法人千葉医師研修支援ネットワーク>

所在地：千葉市中央区玄鼻1-8-1 千葉大学医学部附属病院 教育研修棟2階

連絡先：電話：043-222-2005

メール：office-jjj@dcs-net.org

6 猶予について

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。

そのほか、「貸付期間満了前に貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学しているとき」、「災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき」も申請により返還猶予が受けられます。

貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援や、それぞれのライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を追加することができます。

猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間 1）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間 2 又は 3）に区分されます。猶予加算を希望する場合は、再度、猶予申請書を提出していただきます。

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間 1	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予 3 に該当しない県外勤務※ ¹ 等	4 年
申請により加算※ ²	猶予期間 2	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由により業務に従事できないと認められる場合	事情に応じて期間を設定
	猶予期間 3	専門医取得のための特定病院以外での勤務（専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関である場合に限る）	基本領域取得に必要な最低限の期間

※¹ やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間 1」が適用されます。

※² 「猶予期間 2」及び「猶予期間 3」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

【注意】

- ・ 返還免除要件に沿った勤務期間の算定は、1 月に満たない場合は 1 月とみなすため、正当な理由がある期間が 1 月未満の場合は、猶予加算の対象とはなりません。
- ・ 休業等から復職する日が申請時点の予定を繰り上げた場合などは、当該年度の医師業務従事期間証明書の提出により状況を確認し、加算期間を短縮します。

猶予加算のポイント！

メモ

- ✓ 猶予加算を希望する場合は、「猶予申請書」＋「臨床研修中断等届」を提出（猶予加算を希望しない場合は、「臨床研修中断等届」のみを提出）
- ✓ 出産・育児による「離職」でも、猶予期間を加算（勤務先の証明は不要）
- ✓ 家族の看護、介護による休業、離職、短時間勤務でも、猶予期間を加算
- ✓ 地域 A 群の義務年限が、所定の猶予期間を過ぎても終了していない場合に猶予期間を加算（ただし、地域 A 群以外の県内病院を主な勤務先としている場合に限る）
- ✓ 県内での臨床研修を希望するものの、マッチングが難航する等の理由により臨床研修の開始を延長する場合は、猶予期間を加算（医師国家試験に合格していない場合は、加算対象外）

(1) 猶予期間2の具体的な要件及び期間

ア ライフプランや疾病

原則として、千葉県職員の規定等において休業等として認められる期間を限度に、猶予期間を加算します。ただし、雇用されている医療機関において休業等として認められた期間が県職員の規定の期間を超える場合は、当該医療機関の規定により、期間を設定します。

区分	理 由	猶予期間の上限
休業 離職	疾 病	精神疾患等は3年6月、それ以外は3年3月
	出 産	産前産後8週
	育 児	子が3歳に達するまで
	看 護 (介護含む)	要介護者1人につき3年（要介護者の状態が2週間以上継続すること等の要件あり）
短時間 勤務	疾 病 看 護 (介護含む)	上記と同様の期間内に、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間 (1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算)
	育 児	子が小学校就学前までに、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間 (1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算)

イ その他

理 由	猶予期間
新プログラムの地域A群（旧プログラムの場合は、地域の病院）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していないが、 <u>非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向があり、地域A群に該当しない県内病院を主な勤務先としている場合</u>	地域A群を除く県内の医療機関における勤務期間（1年ごとに就業時間数を常勤換算し、1年間との差を猶予加算）
新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途がたたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合	県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始するまでの期間

《参考》新プログラムの地域A群の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していない例

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
勤務状況等	臨床研修 2年	千葉市内の病院 県内病院群3年				地域B群 週4日 ここまでで 2年分履行			理由を問わない猶予 4年分				申請により 猶予期間を加算		
						地域A群 週1日 2年分を履行するには10年かかる									

（２）猶予期間３の具体的な要件

ア 日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

基本領域（１領域）の専門医取得に必要な最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

イ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

専門医（１つ）の取得に必要な期間、特定病院でない、県内の病院に勤務する場合。ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間を上限とする。

《参考》基本領域別の専門医取得に必要な最低限の期間 ※日本専門医機構が規定

領域	最低限の期間	領域	最低限の期間	領域	最低限の期間
内科	３年	眼科	４年	臨床検査	３年
小児科	３年	耳鼻咽喉科	４年	救急科	３年
皮膚科	５年	泌尿器科	４年	形成外科	４年
精神科	３年	脳神経外科	４年	リハビリテーション科	３年
外科	３年	放射線科	３年	総合診療	３年
整形外科	４年	麻酔科	４年		
産婦人科	３年	病理	３年		

※ 従来の学会認定の専門医を取得する場合の最低限の期間についても、上表の期間とする。
（例：血液内科を専攻する場合は、内科領域の３年とする）

7 必要な手続きについて

貸付を受け始めてから、返還免除要件を満たすまでは、かなり長期間になります。
医師としてのキャリア形成との両立を支援するためにも、県との情報共有が欠かせません。特に、住所の変更や、勤務先の変更にあたっては、速やかに手続きをお願いします。

<変更時の各種様式>



「様式・規程編」の頁数を記載しています。

主な手続き一覧 ○記載例は「様式・規程編」を参照

該当事例	必要な書類		頁数
毎年度	現況報告書		1
6年次以降は 毎年度	キャリア形成プラン	卒前シート 卒後シート	2 3, 4
変更時	氏名（住所）変更届		5
	連帯保証人変更届	連帯保証人の変更の例	6
		参考：誓約書	7
		連帯保証人の住所変更時の例	8
貸付期間 満了時	修学資金借用証書		9
	修学資金返還猶予申請書	臨床研修に入る場合の例	10
		留年など、貸付期間満了時に在学中の場合の例	11
臨床研修の 開始時と修了時	臨床研修開始等届	開始の例	12
		修了の例	13
特定病院勤務中 で勤務先を変更 するとき	医師業務従事開始届		14
病院勤務中	医師業務従事期間証明書	常勤の例	15
		常勤（専攻医）の例	16
		非常勤の例	17
		当直の例	18
		不定期勤務の例	19
勤務（研修）を 中断するとき	臨床研修中断等届 注）特定病院勤務中もこの様式を使用します		20
猶予加算を 受けたとき	修学資金返還猶予申請書	出産、育児等の休業の例	21
		育児・介護で短時間勤務するときの例	22
		専門医を取得するために申請する例	23
免除要件を 満たしたとき	修学資金返還免除申請書		24

8 各キャリア形成プログラムの内容

(1) 各プログラム共通の用語の定義

用語	定義
医師少数区域	山武長生夷隅保健医療圏、君津保健医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等 右記の条件に当てはまる地域は「県内の千葉市以外の地域」となります。	以下に掲げる区域を示す - 医師少数区域 - 地域医療の確保及び修学資金貸付制度利用者におけるキャリア形成支援の観点から、医師の派遣が必要と認められる保健医療圏 (東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、安房、市原保健医療圏)
各保健医療圏	下表のとおり
臨床研修病院群	県内の基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムに沿って勤務する医療機関等 (16ページを参照)

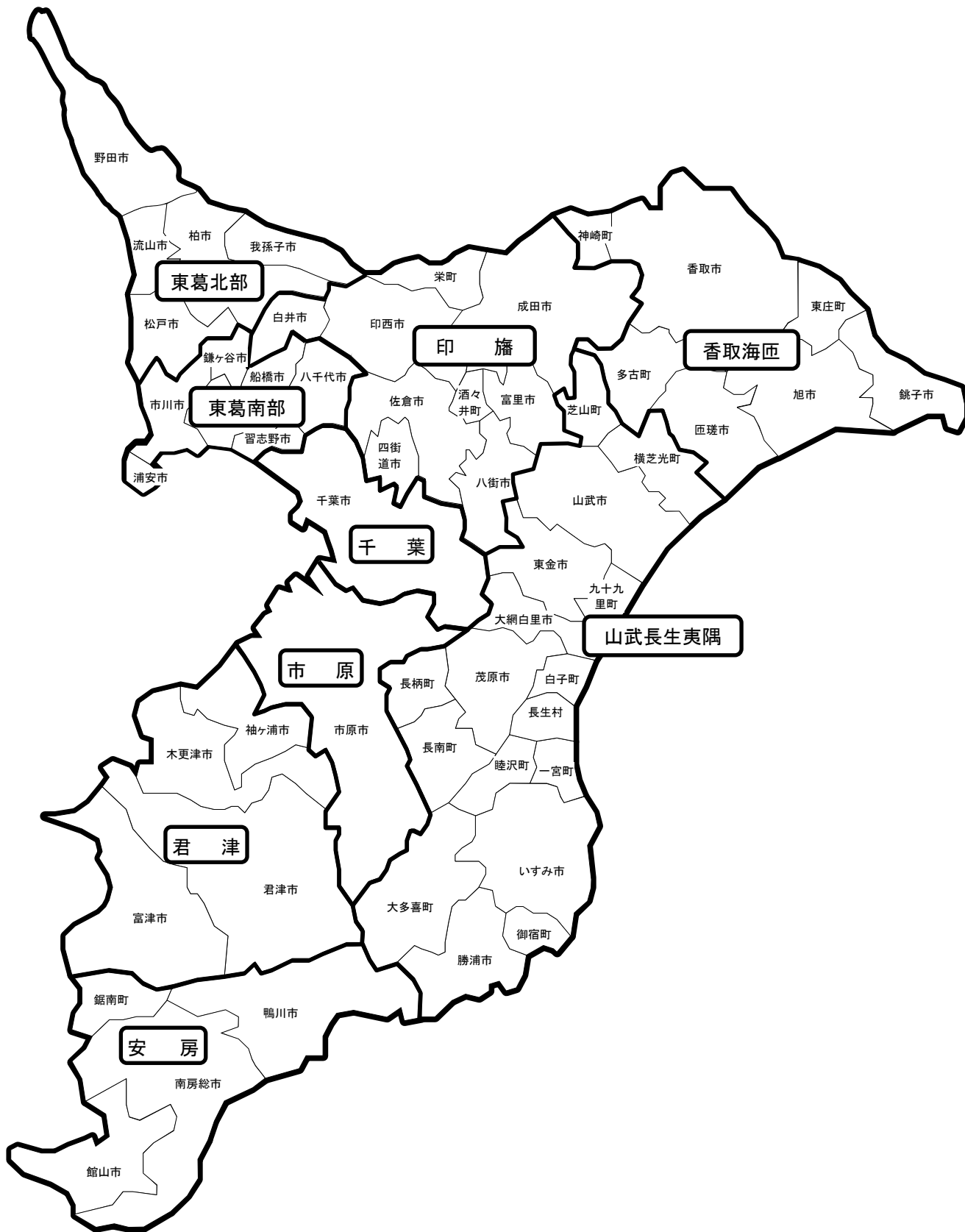
【注意】

- 区域や医療機関群については、医師少数区域の変更や、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。
- ただし、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

(2) 保健医療圏の構成市町村

保健医療圏	構成市町村
千葉	千葉市
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
安房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
市原	市原市

千葉県における二次保健医療圏



基幹型臨床研修病院一覧（令和6年4月時点）

- （千葉市）千葉医療センター、千葉大学医学部附属病院、
千葉県立病院群（千葉県がんセンター）、千葉市立青葉病院、
千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、
千葉中央メディカルセンター
- （習志野市）千葉県済生会習志野病院、津田沼中央総合病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （船橋市）船橋中央病院、船橋市立医療センター、セコメディック病院、
千葉徳洲会病院、船橋二和病院
- （市川市）国府台病院、行徳総合病院、東京歯科大学市川総合病院
- （浦安市）東京ベイ浦安市川医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院
- （松戸市）松戸市立総合医療センター、新松戸中央総合病院、新東京病院、
千葉西総合病院
- （流山市）東葛病院
- （柏市）名戸ヶ谷病院、柏厚生総合病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
- （野田市）小張総合病院
- （成田市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- （佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
- （印西市）日本医科大学千葉北総病院
- （旭市）総合病院国保旭中央病院
- （東金市）東千葉メディカルセンター（令和7年度から受入開始予定）
- （鴨川市）亀田総合病院
- （木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
- （市原市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

<臨床研修病院について>



(3) 各プログラムの内容

ア キャリア形成プログラム【新プログラム】

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
地域 A 群	2 年以上	2 年以上	2 年以上
地域 B 群	地域 A 群と通算して 4 年以上	地域 A 群と通算して 3.5 年以上	地域 A 群と通算して 3 年以上
県内病院群	地域 A 群・B 群と通算して 7 年	地域 A 群・B 群と通算して 5.5 年	地域 A 群・B 群と通算して 4 年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
地域 A 群	① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ② 医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
地域 B 群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。（地域 A 群を除く） ① 自治体病院 ② 地域医療支援病院 ③ 専門研修プログラムの研修施設の病院※ ④ 専門研修プログラムの基幹施設の診療所※ } 専攻医等の勤務に限定
県内病院群	① 県内の病院（地域 A 群又は地域 B 群の病院を除く） ② 地域 B 群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※ 一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

地域A群（令和6年4月時点）

① 医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅保健医療圏及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

保健医療圏	構成市町村
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

② 医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

- （香 取 市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
- （多 古 町）国保多古中央病院
- （東 庄 町）東庄町国民健康保険東庄病院
- （鉾 子 市）鉾子市立病院
- （匝 瑳 市）国保匝瑳市民病院
- （南房総市）南房総市立富山国保病院
- （鋸 南 町）鋸南町国民健康保険鋸南病院
- （鴨 川 市）鴨川市立国保病院
- （市 原 市）千葉県循環器病センター

地域A群の医療機関に関する情報

メモ

- ✓ 県ホームページに、地域A群などにおける各病院の情報を掲載しています。
- ✓ 是非、勤務先を探す際の参考にしてみてください。

< 地域A群と地域の病院（特定病院等） >



地域B群（令和6年4月時点）

① 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な自治体病院

（地域A群を除く）

② 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な地域医療支援病院

- （市 川 市）国府台病院、東京歯科大学市川総合病院
- （船 橋 市）船橋市立医療センター
- （習志野市）千葉県済生会習志野病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- （松 戸 市）松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
- （柏 市）東京慈恵会医科大学附属柏病院
- （成 田 市）成田赤十字病院
- （佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院
- （印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
- （旭 市）総合病院国保旭中央病院
- （鴨 川 市）亀田総合病院
- （市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

③ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの 研修施設の病院（地域A群を除く）

④ 医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な専門研修プログラムの 基幹施設の診療所（地域A群を除く）

（③・④※については、一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る）

※ ③・④の具体的な医療機関名は、各診療科別コースの地域B群欄を参照してください。

希望の診療科別コースがなく、オリジナルプランを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。

（不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。）

県内病院群（令和6年4月時点）

① 県内の病院（地域A群又は地域B群の病院を除く）

② 地域B群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所

（②については、一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャリティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る）

イ キャリア形成プログラム【旧プログラム】

平成28年度までに新規貸付を受けた方と、平成29年度に新規貸付を受けた県内出身の方が選択できるプログラムです。

貸付期間	6年	5年	4年
勤務を要する期間	9年	7.5年	6年
臨床研修病院群※	2年	2年	2年
地域の病院群	3年以上	2.5年以上	2年以上
専門研修プログラムを有する県内病院群	地域の病院群と通算して7年	地域の病院群と通算して5.5年	地域の病院群と通算して4年

※ 県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
地域の病院群	① 新プログラムの地域A群の医療機関 ② 以下に掲げる3つの病院 ・ 千葉市桜木園（千葉市） ・ 船橋市立リハビリテーション病院（船橋市）、 ・ 柏市立柏病院（柏市）
専門研修プログラムを有する県内病院群	① 専門（後期）研修プログラムを有する県内病院 専門医を取得するなどのキャリアアップを図るための勤務先を指します。 なお、必ずしも専攻医として勤務する必要はありません。 ② 県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所（専攻医等の勤務に限定） 当該診療所が策定した新プログラムの診療科別コースを基本として、旧プログラムの条件に合わせて作成したキャリア形成プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限ります。

ウ キャリア形成プログラム【政策医療分野プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
政策医療分野群	7 年	5.5 年	4 年
	ただし、 <u>基本領域の専門医取得のための最低限の期間</u> に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。		

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要がある。

《参考》基本領域の専門医取得のための最低限の期間

区分	政策医療分野のコース		
	①産科	②新生児科	③救急科
基本領域	産婦人科	小児科	救急科
最低限の期間	3 年	3 年	3 年

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	① 産科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務すること。 （ - 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 - 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 - キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ）
	② 新生児科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（新生児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務すること。 （ - 県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 - 県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 - キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ）
	③ 救急科 以下のいずれかの医療機関で、救急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も救急医として勤務すること。 （ - 県内の救命救急センターに指定されている病院 - 県内の救急基幹センターに位置付けられている病院 ）
政策医療分野群以外の医療機関群	① 県内の病院（政策医療分野群の病院を除く） ② 選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの研修施設である県内の診療所

政策医療分野群（令和6年4月時点※）

※地域A群のうち分娩を取扱っている病院のみ、
令和5年7月時点の情報を掲載

① 産科・② 新生児科

○ 総合周産期母子医療センター

- （千葉市）千葉大学医学部附属病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （鴨川市）亀田総合病院

○ 地域周産期母子医療センター

- （千葉市）千葉県こども病院、千葉市立海浜病院
- （船橋市）船橋中央病院
- （浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院
- （松戸市）松戸市立総合医療センター
- （成田市）成田赤十字病院
- （佐倉市）東邦大学医療センター佐倉病院
- （旭市）総合病院国保旭中央病院
- （木更津市）国保直営総合病院君津中央病院

○ 地域A群のうち分娩を取扱っている病院

- （東金市）東千葉メディカルセンター
- （山武市）さんむ医療センター
- （木更津市）加藤病院、薬丸病院

③ 救急科

○ 救命救急センター

- （千葉市）千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （船橋市）船橋市立医療センター
- （浦安市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
- （松戸市）松戸市立総合医療センター
- （柏市）東京慈恵会医科大学附属柏病院
- （成田市）成田赤十字病院
- （印西市）日本医科大学千葉北総病院
- （旭市）総合病院国保旭中央病院
- （東金市）東千葉メディカルセンター
- （鴨川市）亀田総合病院
- （木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
- （市原市）帝京大学ちば総合医療センター

○ 救急基幹センター

- （千葉市）千葉メディカルセンター
- （香取市）千葉県立佐原病院
- （茂原市）公立長生病院
- （市原市）千葉県循環器病センター

エ キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間	6 年	5 年	4 年
勤務を要する期間	9 年	7.5 年	6 年
臨床研修病院群※	2 年	2 年	2 年
診療支援部門群	7 年	5.5 年	4 年

※ やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要がある。

<医療機関群の説明>

医療機関群	カテゴリー
診療支援部門群	① 放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の <u>地域A群</u> 又は <u>県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設</u> において、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。
	② 病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の <u>地域A群</u> 又は <u>県内の病理専門研修プログラムの研修施設</u> において、病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。
	③ 臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の <u>地域A群</u> 又は <u>県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設</u> において、臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

本制度の趣旨は地域A群における勤務であり、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群に配置されることになります。

《参考》診療科別コース設定の条件

診療科別コースを設定する医療機関に対して、県が依頼している事項は次のとおりです。

（以下、抜粋）

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域A群と関係構築に努め、次の事項に配慮すること。

ア 地域A群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。

イ 地域A群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）を行うこと。

診療支援部門群（令和５年１１月時点）

① 放射線科（県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設）

- （千 葉 市）千葉医療センター、千葉大学医学部附属病院、山王病院、
量子科学技術研究開発機構ＱＳＴ病院、千葉県がんセンター、
ちば県民保健予防財団総合健診センター
- （習志野市）谷津保健病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （船 橋 市）船橋市立医療センター
- （市 川 市）東京歯科大学市川総合病院
- （浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院
- （柏 市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
- （成 田 市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- （佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
- （印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
- （旭 市）総合病院国保旭中央病院
- （鴨 川 市）亀田総合病院
- （木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
- （市 原 市）千葉労災病院

② 病理（県内の病理専門研修プログラムの研修施設）

- （千 葉 市）千葉医療センター、千葉大学医学部附属病院、
千葉県こども病院、千葉県がんセンター、千葉市立青葉病院、
千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、みつわ台総合病院
- （八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
- （鎌ヶ谷市）鎌ヶ谷総合病院
- （船 橋 市）船橋中央病院、船橋二和病院
- （市 川 市）東京歯科大学市川総合病院
- （松 戸 市）松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
- （流 山 市）東葛病院
- （成 田 市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
- （富 里 市）成田富里徳洲会病院
- （旭 市）総合病院国保旭中央病院
- （鴨 川 市）亀田総合病院
- （木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
- （市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

③ 臨床検査（県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設）

- （千 葉 市）千葉大学医学部附属病院、千葉県がんセンター、
ちば県民保健予防財団総合健診センター
- （流 山 市）東葛病院
- （鴨 川 市）亀田総合病院

9 貸付の決定の取り消しなど

(1) 貸付けの決定の取り消し

貸付期間が満了する前に、次の事項に該当した場合、貸付けの決定を取り消します。

この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行いません。

該当事項

- ・ 死亡したとき。
- ・ 退学したとき。
- ・ 心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。
- ・ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ・ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

(2) 取り消し以外で貸付けを行わない場合

修学資金貸付制度利用者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。

休学等をした場合は、速やかに県に連絡してください。

(3) その他

修学資金貸付制度利用者が正当な理由がなくて、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することがあります。

10 貸付金の返還

次のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金を、一括で返還しなければなりません。

なお、平成30年度以降に新規貸付決定した修学資金貸付制度利用者の場合は、借り受けた修学資金に利息を付した金額を返還いただきます。

該当事由

- ・ 貸付期間が満了したとき（ただし、返還免除要件を満たす見込みである場合は除く）。
- ・ 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- ・ 知事が定める病院等での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。
- ・ 知事が定める病院等での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。

このほか、修学資金貸付制度利用者が正当な理由がなく、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により提出すべきものとされた届出や報告などを提出しないときは、修学資金の返還を請求することがあります。

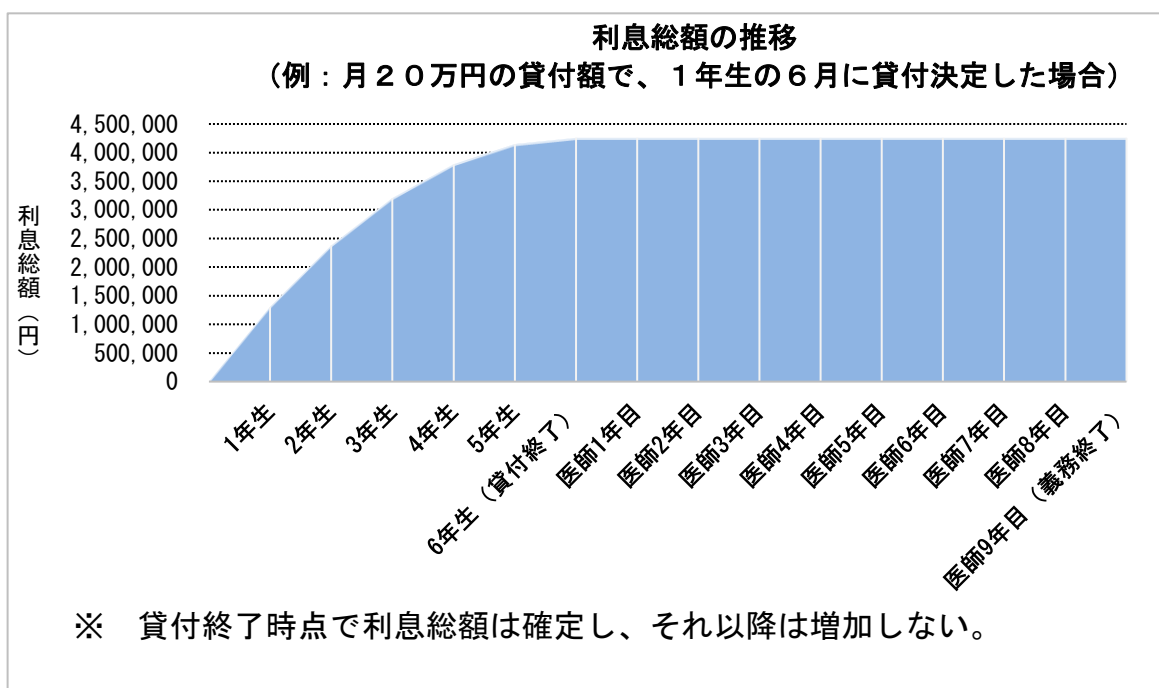
1 1 利息・延滞利子について

(1) 利息（平成30年度以降に新規貸付を受けた方のみ）

修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数に応じ、貸付けを受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を支払わなければなりません。

なお、年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

6年間の貸付けによる実際の利息総額は、月20万円の貸付けを受けた場合は約425万円、月15万円の貸付けを受けた場合は約320万円となります。



(2) 延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければなりません。

やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

1 2 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、貸付利息を含めて返還を猶予します。

なお、貸付利息は、平成30年度以降に新規貸付を受けた方のみに適用します。

該当事由

- ・ 修学資金の貸付けを取り消された後も、引き続き大学に在学しているとき。
- ・ 知事が定める病院等での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。ただし、キャリア形成プログラムの履行中のみ適用。
- ・ 災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

ただし、修学資金貸付制度利用者が正当な理由がなく、千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により提出すべきものとされた届出や報告などを提出しないときは、返還の猶予を取消することがあります。

1 3 住基ネットを使用した本人情報の確認

修学資金貸付制度利用者及びその連帯保証人について、住所に変更があった場合は「氏名（住所）変更届」を提出していただきますが、転居後（入籍等の後）も変更届の提出がない場合は、住基ネットを利用して住所調査を行うことがあります。

（1）調査の対象となる人

- ・ 修学資金貸付制度利用者
- ・ 連帯保証人

（2）調査を行うとき

修学資金貸付制度利用者や連帯保証人が、本制度に規定する必要な届出を行っていないため、県から通知を出したが、宛先不明で戻ってくる場合。

（3）調査の内容

- ・ 氏名、住所の変更の事実の確認
- ・ 生存の事実の確認

14 よくあるお問い合わせ

(1) 千葉県医師修学資金貸付制度について

問1 この貸付制度の目的は何でしょうか？

答1 千葉県医師修学資金貸付制度は、千葉県内の医療機関で働く医師の確保を目的とした制度です。

「貸付」という形を取ってはいますが、特段の事情がある場合を除き、貸付を受けた全ての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度となっています。

問2 貸付金の用途は決められているのでしょうか？

答2 用途の制限は、特にございません。

問3 在学期間の途中まで（例えば、4年生まで）貸付を受けることは可能でしょうか？

答3 この貸付制度は、「正規の修業期間を経過するまでの期間」に対して貸付を行います。したがって、貸付決定を受けた場合、原則、6年生までは貸付を受けることとなります。

例外として、例えば留年などで同じ学年が連続する場合、6年生を迎える前に貸付期間が満了します。

《例_1年生で貸付を受けて、5年生で留年した場合》

学 年	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	5 年 生	6 年 生
貸 付 期 間	1 年 目 (貸付開始)	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	貸付期間 満了	貸付なし

問4 他の奨学金制度などとの併用は可能でしょうか？

答4 併用の制限は設けていません。ただし、他の奨学金制度で定められた条件など（勤務条件や返還猶予など）が、千葉県医師修学資金貸付制度の返還免除に支障をきたすことがないか、よくご確認ください。

（不安な場合は、県にお問い合わせください。）

問5 診療科の限定はありますか？

答5 診療科は限定しておりません。県内の多くの専門研修を行う医療機関が診療科別コースを策定しており、19の基本領域（診療科）すべてのコースがあります。

(2) 勤務を要する期間について

問1 2年次から貸付けを受けた場合及び3年次から貸付けを受けた場合、それぞれの返還免除要件を満たすための勤務を要する期間はどのようになりますか？

答1 2年次から貸付けを受けた場合は7年6カ月、3年次から貸付けを受けた場合は6年となります。プログラムの種類によって異なることはありません。(P 17～24 参照)

問2 地域A群の病院で臨床研修を2年間受けました。今後、地域A群での勤務は不要ですか？

答2 臨床研修は、勤務の場所を問わず「臨床研修病院群」での勤務として算定しますので、地域A群における勤務として算定されません。したがって、臨床研修後に、地域A群で2年間の勤務が必要です。(P 17 参照)

なお、臨床研修プログラムにおいて、県外の病院に勤務した場合であっても、同じく「臨床研修病院群」として算定します。

(3) 臨床研修について

問1 臨床研修病院はどのように選択すればいいですか？

答1 医師修学資金貸付制度を利用していない医学部生と同様、医師臨床研修マッチング協議会が実施するマッチングに参加していただきます。

問2 臨床研修病院は、どこを選択しても良いですか？

答2 原則、県内の基幹型臨床研修病院の研修プログラムに参加してください。やむを得ない事情がある場合は、県外の基幹型臨床研修病院を選択することができます。ただし、この場合は、当該研修期間に猶予期間が適用され、義務年限には算定されません。また、当該研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要があることに留意ください。(P 5 参照)

(4) キャリア形成プログラムについて

問1 令和元年度に新規貸付を受けました。

新プログラム、政策医療分野プログラム、診療支援部門プログラムのいずれも選択することができますか？

答1 可能です。なお、平成29年度までに貸付を受けた方が選択可能なプログラムを「旧プログラム」と呼びますが、平成30年度以降に貸付を受けた方は旧プログラムを選択することはできません。（P20参照）

問2 新プログラム・政策医療分野プログラム・診療支援部門プログラムの選択は、どのように行えばよいですか。また、1度選択したプログラムの変更はできますか？

答2 臨床研修を開始する前に、全員に個人面談を行い、その時点での希望を確認します。その後、キャリア形成の希望に応じてプログラムを変更することは可能です。なお、その際、変更後のプログラムのそれぞれの条件に当てはめて義務年限を改めて算定します。その結果、変更前の就業実績が義務年限に認められない場合もありえますので、留意してください。（P5参照）

問3 政策医療分野プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

答3 政策医療分野群には、新プログラムに定める地域A群に該当する医療機関が含まれており、これらの医療機関でも勤務可能ですが、地域A群に定める病院での勤務年数は義務付けられていません。（P21参照）

ただし、産婦人科コースの貸付を受けた方は地域A群での勤務が必要です。注意してください。

問4 診療支援部門プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

答4 診療支援部門群には、地域A群の病院が含まれています。本制度の趣旨は、地域A群における勤務であり、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群で勤務することになります。（P23参照）

問5 「医師少数区域並びに地域医療の確保及び修学資金貸付制度利用者におけるキャリア形成支援の観点から医師の派遣が必要と認められる保健医療圏」とは、具体的にどの市町村ですか？

答5 千葉市を除く全ての市町村です。（P14参照）

(5) 診療科別コース及びキャリア形成プランについて

問1 診療科（取得できる専門研修の基本領域）の指定はありますか？

答1 政策医療分野プログラム、診療支援部門プログラム及び産婦人科コース（加算枠）はそれぞれ診療科の指定があります。

新プログラム、旧プログラムは診療科の指定はありません。

問2 診療科別コースは、いつ、どのように選択すればよいですか？

答2 原則として、臨床研修2年目の秋から冬にかけて、県がホームページにより公表する診療科別コースから希望する診療科別コースを選択していただきます。

令和6年4月時点で約200の診療科別コースがありますが、希望する診療科別コースがない場合は、キャリアコーディネータや専門研修のプログラム管理者に相談しながら、オリジナルのプランを作成することもできます。（P7参照）

問3 キャリア形成プランはどのように作成すればよいですか？

答3 臨床研修2年目の秋頃に、担当のキャリアコーディネータから個別に連絡します。キャリアコーディネータ、診療科別コース管理者と相談しながら、自身のプランを作成してください。

また、キャリア形成プランは、毎年度、診療科別コース管理者と相談しながら見直しを行った上で、県に提出していただきます。（P7参照）

(6) 非常勤勤務について

問1 夜間の当直のみの勤務や、週1回の外来診療などで勤務する場合でも、返還免除の要件に沿った勤務として認められますか？

答1 常勤勤務（原則として、週31時間以上）を基本としますが、非常勤であっても従事期間証明書が提出されれば、当該勤務時間に応じた期間の常勤勤務に換算することができます。詳細は、「様式・規程編」の「千葉県医師修学資金貸付制度に係る勤務期間算定要領」を参照してください。

問2 日中は病院等で勤務しながら、夜間や休日を利用して大学院に通っている場合、勤務した時間は返還免除の要件に沿った勤務として認められますか？

答2 従事期間証明書が提出されれば、当該勤務時間に応じた期間の常勤勤務に換算することができます。なお、病院を退職するなどして一旦業務から離れ、大学院のみの在籍となる場合には、猶予期間の扱いとなります。

（P10参照）

(7) 猶予期間について

問1 返還の免除要件を満たす前に、大学院への進学や留学等、又は出産、育児や病気のために医師の業務に従事できない場合、どのような手続きを取ればよいですか？

答1 貸付期間満了時に、全員が猶予申請書を提出します。その際、貸付期間の1.5倍の期間に加えて、4年の期間を加算しますので、その範囲内で返還免除の要件を満たす予定であれば、猶予加算の申請は不要です。
「臨床研修中断等届」のみを提出してください。出産、育児、病気など、猶予加算の要件に該当する場合で、猶予の追加を希望する場合は、「修学資金返還猶予申請書」を併せて提出してください。（P11参照）

問2 専門医取得のために返還免除の要件に沿った勤務ができない期間がある場合、どのような扱いになりますか？

答2 新専門医制度における基本領域（1領域）の専門医取得に要する不足期間については、当該期間を猶予期間に加算します。ただし、基幹施設が県内の医療機関の場合に限ります。（P12参照）

問3 猶予期間の加算に係る手続きについて教えてください。

答3 知事が正当な理由があると認める場合に限りますので、申請する場合には、正当な理由（出産、育児等）について証明できる書類を添えて、「修学資金返還猶予申請書」を提出してください。専門医取得を理由とする場合など、勤務先の証明が必要な場合もありますので、記載例を御確認ください。

(8) 返還について

問1 この貸付制度を離脱（辞退）する場合のペナルティはありますか？

答1 借り受けた修学資金を一括で返還いただきます。返還時期は、返還事由が生じた日の属する月の翌月の末日までです。（P25、P26参照）

このほか、大学の推薦を受けて医師修学資金を申し込まれている場合は、在学している大学にもご確認ください。

問2 返還免除の要件を満たさなかった場合、勤務した期間に応じて、返還金額が減額されますか。例えば、義務年限9年間のところ、3年間勤務した場合、返還金額のうち、3分の1は免除されますか。

答2 返還免除を受けるために必要な期間の勤務を行わなかった場合には、原則として、それまでの勤務期間にかかわらず、貸付金額の全額を一括して返還していただきます。（P26参照）

問3 貸付金を返還する場合、利息がつきますか。

答3 平成30年度以降の貸付決定者には、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの間、年10%の利息が付きます。また、返還すべき日までに返還しなかった場合は、貸付決定年度に関わらず年14.5%の延滞利子がつきます。「利息」と「延滞利子」は異なりますので、注意してください。（P27参照）

問4 利息の金額はどのくらいになりますか。

答4 6年間の貸付けによる実際の利息総額は、月20万円の貸付けを受けた場合は、約425万円、月15万円の貸付けを受けた場合は、約320万円となります。（P27参照）

（9）連帯保証人について

問1 連帯保証人の2名は、申請者の両親でよろしいでしょうか？

答1 不可です。1名を申請者の親にした場合、もう1名は、原則、独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる、親以外の方を選任する必要があります。

なお、申請者と連帯保証人が生計を一にしていることは問題ありません。2名の連帯保証人について、それぞれが独立している必要があります。

問2 「独立の生計を営む」とは、具体的にどのような場合でしょうか。

答2 原則、別居していることを指します。ただし、住所が同じ場合であっても、世帯が分かれていますれば、連帯保証人になることが可能です（ただし、両親同士は不可）。

問3 別居している両親同士であれば、双方が連帯保証人になることはできますか。

答3 不可です。両親におかれましては、別居している場合であっても、両親お二人が連帯保証人になることはできません。

問4 離婚した親同士で、連帯保証人になることはできますか。

答4 独立の生計を営み、修学資金の返還の責任を負うことができる場合は可能です。同一世帯の場合は、連帯保証人になることはできません。

問5 連帯保証人は、必ず2名選任しなければなりませんか。

答5 必ず2名選任いただきます。2名選任することができない場合は、当該修学資金の貸付を受けることはできません。

問 6 申請者が 18 歳の場合は、成人でしょうか。未成年でしょうか。

答 6 18 歳以上の場合は、成人となります。

問 7 申請者は既に成人（18 歳以上）していますが、連帯保証人のうち、1 名を親にすることは可能でしょうか。

答 7 可能です。申請者が成人していない場合は、2 名のうち 1 名を必ず親（親権者）にさせていただく必要がありますが、成人している場合は、これに限りません。

問 8 連帯保証人は、無職でもなれますでしょうか。

答 8 修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する方であれば、無職でも、連帯保証人になることは可能です。

問 9 収入の制限はあるのでしょうか。

答 9 収入制限などは設けておりません。修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する方であれば、連帯保証人になることは可能です。

問 10 連帯保証人は、途中で変更することはできますか。

答 10 可能です。変更される場合は、連帯保証人の要件に該当する方を選任するとともに、印鑑証明書を添えて「連帯保証人変更届」を提出してください。

（10）旧プログラムについて

問 1 新・旧のプログラムの選択は、どのように行えばよいですか。また、いったん選択したら変更できないのですか。

答 1 プログラムの選択は臨床研修開始までに行ってください。その後、キャリア形成の希望に応じてプログラムを変更することは可能ですが、平成 30 年度以降に貸付決定した方と、平成 29 年度に貸付決定した県外出身の方が臨床研修時に選択可能なプログラムは、新プログラムに限られます。

問 2 県外の基幹型臨床研修病院に所属していますが、千葉県内の病院での研修期間がある場合、その期間は義務年限に認められますか。

答 2 認められません。なお、県内の基幹型臨床研修病院に所属しながらも、県外での研修期間がある場合、その期間は義務年限に認められます。

問3 申請や届出の様式は、新・旧のプログラムで異なるのでしょうか。

答3 新・旧のどちらのプログラムも同じ様式を使用します。必要な申請や届出については手引きをご覧ください。

(11) その他

問1 在学中に留年・休学した場合は、貸付けは取り消されるのですか。

答1 留年・休学により貸付けが取り消されることはありません。ただし、留年した場合でも、貸付けは正規の修業期間分のみとなります。また、留年が確定した場合は速やかに県へ報告してください。

休学中においては、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで貸付けを行いません。休学が決定する場合、速やかに県に連絡してください。

問2 医師国家試験が不合格だとどうなりますか。

答2 返還が免除されるためには、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年3月以内に医師の免許を取得することが要件となっています。現行の医師国家試験の下、連続2回不合格になると、貸付金を返還していただくことになります。

また、2回目の試験で合格となった場合でも、免許の申請手続きが遅れ1年3月以内の免許取得ができない場合は、返還していただくこととなりますので、速やかに手続きを行うようお願いします。

問3 本人が死亡した場合はどうなりますか。

答3 個々の状況で判断します。一般的には、医師の業務に従事する期間又は臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務が免除されます。

また、修学資金貸付制度利用者が死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することがあります。免除とならない債務は、相続人又は連帯保証人に返還していただきます。